京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
発行所　京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所　中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示

ページ

○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要　（山城南保健所）　739
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更の許可申請の概要　（〃）　741
○救急病院である旨の告示　（医療課）　744
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定　（住宅政策課）　744

公告

○土地改良区役員の就任届　（南丹広域振興局）　745
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧　（都市計画課）　〃

告示

京都府告示第543号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第５条第１項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の１のとおりである。

なお、同条第４項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の２のとおり縦覧に供する。

令和８年11月４日

京都府知事　西脇　隆俊

１　申請の概要

(1)　申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名　称　大黒天物産株式会社

住　所　倉敷市西中新田297番地１

代表者　代表取締役　大賀　昌彦

(2)　工場又は事業場の名称及び所在地

名　称　大黒天物産株式会社関西物流ＲＭセンター

所在地　木津川市城山台４丁目２番２、３、４

(3)　特定施設に関する事項

ア　種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第１第17号に掲げる豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設１基（以下「Ａ施設」という。）及び同表第３号イに掲げる水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設２基（以下「Ｂ施設」及び「Ｃ施設」という。）

イ　能力

別表１のとおり

ウ　工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日　法第５条第１項の許可のあった日

完成予定年月日　着手の日
使用開始予定年月日　完成の日
エ　使用時間間隔及び１日当たりの使用時間
別表１のとおり
オ　使用の季節的変動
特になし
カ　使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の１日当たりの通常の量及び最大の量
別表２のとおり
⑷　汚水等の処理施設に関する事項
ア　種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法
別表３のとおり
イ　設置年月日
令和４年７月１日
ウ　使用時間間隔及び１日当たりの使用時間
終日
エ　使用の季節変動
なし
オ　使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の１日当たりの通常の量及び最大の量
別表４のとおり
２　縦覧等の期間及び場所
⑴　期間
令和８年11月４日から令和８年11月25日まで
⑵　場所
関係書類を京都府山城南保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。
なお、木津川市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表１

項目／区分	能　　力	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間
Ａ　施　設	５俵／時間	５時から20時までのうち14時間
Ｂ　施　設	2,800切／時間	
Ｃ　施　設	200スライス／分	

別表２

区分＼項目		汚水等の汚染状態の値								汚水等の量
		ｐＨ	ＢＯＤ	ＣＯＤ	浮遊物質量	窒素	燐	油分	大腸菌数	
			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/mL	㎥/日
Ａ施設	通常	6.8～8.6	400	400	300	100	20	50	0	4
	最大	6.8～8.6	900	900	500	150	50	100	10	5
Ｂ施設	通常	5～7	1,050	560	260	32	2	100	0	20
	最大	5～7	1,050	560	400	40	3	160	10	30
Ｃ施設	通常	5～7	1,050	560	260	32	2	100	0	20
	最大	5～7	1,050	560	400	40	3	160	10	30

別表３

種類	構造	能力	処理の方法
排水処理設備	鉄筋コンクリート製	1,800 ㎥/日	接触酸化、膜分離式活性汚泥処理

別表４

区分＼項目			汚水等の汚染状態の値								汚水等の量
			ｐＨ	ＢＯＤ	ＣＯＤ	浮遊物質量	窒素	燐	油分	大腸菌数	
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/mL	㎥/日
排水処理設備	通常	処理前	5～7	1,250	900	300	80	16	100	無数	1,500
		処理後	5.8～8.6	8	19	1	11	2.6	18	100未満	1,500
	最大	処理前	5～7	1,250	900	500	100	30	150	無数	1,800
		処理後	5.8～8.6	9	24	20	12	2.7	19	800未満	1,800

京都府告示第544号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第８条第１項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったが、その概要は次の１のとおりである。

なお、同条第３項において準用する法第５条第４項の規定により、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の２のとおり縦覧に供する。

令和８年11月４日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　申請の概要

⑴　申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名　称　大黒天物産株式会社

住　所　倉敷市西中新田297番地１

代表者　代表取締役　大賀　昌彦

⑵　工場又は事業場の名称及び所在地

名　称　大黒天物産株式会社関西物流ＲＭセンター

所在地　木津川市城山台４丁目２番２、３、４

⑶　特定施設に関する事項

ア　種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第１第２号イに掲げる畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設７基（以下「Ａ施設」及び「Ｂ施設」という。なお、Ａ施設は６基、Ｂ施設は１基である。）、同表第16号に掲げる麺類製造業の用に供する湯煮施設１基（以下「Ｃ施設」という。）及び同表第66号の５に掲げる弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設１基（以下「Ｄ施設」という。）

イ　工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日　法第８条第１項の許可のあった日

完成予定年月日　着手の日

使用開始予定年月日　完成の日

⑷　変更しようとする事項の変更前及び変更後の内容

ア　特定施設に関する事項

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の１日当たりの通常の量及び最大の量

別表１のとおり

イ　汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の１日当たりの通常の量及び最大の量

別表２のとおり

ウ　排水口に関する事項

㋐　排水口における排出水の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該排出水の１日当たりの通常の量及び最大の量

別表３のとおり

㋑　排水口の位置

事前評価に関する事項を記載した書面のとおり

2　縦覧等の期間及び場所

⑴　期間

令和８年11月４日から令和８年11月25日まで

⑵　場所

関係書類を京都府山城南保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、木津川市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表１

区分＼項目			汚水等の汚染状態の値									汚水等の量
			ｐＨ	ＢＯＤ	ＣＯＤ	浮遊物質量	窒素	燐	油分	大腸菌群数	大腸菌数	
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm^3	CFU/mL	m^3/日
Ａ施設	変更前	通常	5～7	1,183	735	229	45	12	16	0	－	12
		最大	5～7	1,183	735	266	61	21	22	10	－	14.5
	変更後	通常	変更なし							－	0	変更なし
		最大								－	10	
Ｂ施設	変更前	通常	5～7	1,183	735	229	45	12	16	0	－	13
		最大	5～7	1,183	735	266	61	21	22	10	－	18
	変更後	通常	変更なし							－	0	変更なし
		最大								－	10	
Ｃ施設	変更前	通常	5～7	1,200	850	300	50	16	10	0	－	155
		最大	5～7	1,200	850	500	100	30	10	10	－	180
	変更後	通常	変更なし							－	0	変更なし
		最大								－	10	
Ｄ施設	変更前	通常	5～7	1,250	900	200	80	8	100	0	－	800
		最大	5～7	1,250	900	300	100	10	150	10	－	900
	変更後	通常	変更なし							－	0	765
		最大								－	10	855

別表２

区分＼項目				汚水等の汚染状態の値									汚水等の量
				ｐＨ	ＢＯＤ	ＣＯＤ	浮遊物質量	窒素	燐	油分	大腸菌群数	大腸菌数	
					mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm³	CFU/mL	㎥/日
排水処理設備	変更前	通常	処理前	5～7	1,250	900	300	80	16	100	無数	－	1,500
			処理後	5.8～8.6	8	19	1	11	2.6	18	100未満	－	1,500
		最大	処理前	5～7	1,250	900	500	100	30	150	無数	－	1,800
			処理後	5.8～8.6	9	24	20	12	2.7	19	3,000未満	－	1,800
	変更後	通常	処理前	変更なし							－	無数	変更なし
			処理後								－	100未満	
		最大	処理前								－	無数	
			処理後								－	800未満	

別表３

区分＼項目			排出水の汚染状態の値								排出水の量	
			ｐＨ	ＢＯＤ	ＣＯＤ	浮遊物質量	窒素	燐	油分	大腸菌群数	大腸菌数	
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm³	CFU/mL	㎥/日
変更前	No.１排水口	通常	5.8～8.6	8	19	1	11	2.6	100	100未満	－	1,500
		最大	5.8～8.6	9	24	20	12	2.7	19	3,000未満	－	1,800
変更後	No.１排水口	通常	変更なし							－	100未満	変更なし
		最大								－	800未満	

京都府告示第545号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院である。

令和８年11月４日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

名称	所在地	認定年月日	認定期限
社会福祉法人あじろぎ会宇治病院	宇治市五ケ庄芝ノ東54の２	令8.11.1	令11.10.31

京都府告示第546号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和８年11月４日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　支援業務の種別

法第62条第２号から第４号まで及び第６号に掲げる業務

2　名称又は商号

一般社団法人回復支援の会

3　主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地

一般社団法人回復支援の会あんしんサポート

木津川市山城町北河原内畑74－１

公　　告

亀岡市亀岡中部土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和８年11月４日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

就任役員（理事）

住　　所	氏　　名
亀岡市余部町走田３	若　林　　薫

宇治市から宇治都市計画地区計画（国道24号沿道安田町地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和８年11月４日

京都府知事　西　脇　　隆　俊